

横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則 新旧対照表

現行	改正後
(第 1 条から第 7 条まで省略) 第 8 条 条例第 9 条の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げる ところにより行うものとする。 (第 1 項及び第 2 項省略) 3 第 1 項第 1 号イの検査及び前項の検査は、省令に規定する<u>厚生労 働</u>大臣が定める方法によって行うものとする。 (第 4 項から第 22 条まで省略) (様式省略)	(第 1 条から第 7 条まで省略) 第 8 条 条例第 9 条の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げる ところにより行うものとする。 (第 1 項及び第 2 項省略) 3 第 1 項第 1 号イの検査及び前項の検査は、省令に規定する<u>環境大 臣</u>が定める方法によって行うものとする。 (第 4 項から第 22 条まで省略) <u>附 則 (令和 7 年 3 月規則第 21 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u> (様式省略)

現行	改正
横浜市簡易専用水道における管理状況の検査に関する事務取扱要綱 制定 平成 19 年 3 月 27 日健生活第 1415 号 <u>最近改正 令和元年 5 月 1 日 健総第 75 号（局長決裁）</u> （第 1 条省略） （用語の定義） 第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。 （(1)省略） (2) 検査機関とは、水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づき<u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者をいう。 （第 3 条から第 5 条まで省略） <u>（追加）</u>	横浜市簡易専用水道における管理状況の検査に関する事務取扱要綱 制定 平成 19 年 3 月 27 日健生活第 1415 号 <u>最近改正 令和 7 年 3 月 27 日 医生第 1209 号</u> （第 1 条省略） （用語の定義） 第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。 （(1)省略） (2) 検査機関とは、水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定に基づき<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者をいう。 （第 3 条から第 5 条まで省略） <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。</u>

第 1 号様式（第 3 条）	第 1 号様式（第 3 条）																																				
簡易専用水道検査受検報告書	簡易専用水道検査受検報告書																																				
年 月 日	年 月 日																																				
（報告先） 横浜市保健所長	（報告先） 横浜市保健所長																																				
住所 氏名	住所 氏名																																				
（法人にあっては、その名称、 所在地及び代表者の氏名）	（法人にあっては、その名称、 所在地及び代表者の氏名）																																				
電話番号	電話番号																																				
水道法第 39 条第 3 項に基づき、同法第 34 条の 2 第 2 項に規定される簡易専用水道の管理について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたので報告します。	水道法第 39 条第 3 項に基づき、同法第 34 条の 2 第 2 項に規定される簡易専用水道の管理について国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けたので報告します。																																				
<table><tr><td>簡 易 専 用 水 道</td><td>名 称</td><td></td></tr><tr><td></td><td>所 在 地</td><td>区</td></tr><tr><td>受検した登録検査 機 関 の 名 称</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>判 定 基 準 に 適 合 し な か っ た 事 項</td><td colspan="2">無 ・ 有 (別に定める判定基準に適合しなかった場合は、その判定基準 の番号を記入</td></tr><tr><td>検 査 年 月 日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr><tr><td>連 絡 先</td><td colspan="2">氏 名 電話番号</td></tr></table>	簡 易 専 用 水 道	名 称			所 在 地	区	受検した登録検査 機 関 の 名 称			判 定 基 準 に 適 合 し な か っ た 事 項	無 ・ 有 (別に定める判定基準に適合しなかった場合は、その判定基準 の番号を記入		検 査 年 月 日	年 月 日		連 絡 先	氏 名 電話番号		<table><tr><td>簡 易 専 用 水 道</td><td>名 称</td><td></td></tr><tr><td></td><td>所 在 地</td><td>区</td></tr><tr><td>受検した登録検査 機 関 の 名 称</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>判 定 基 準 に 適 合 し な か っ た 事 項</td><td colspan="2">無 ・ 有 (別に定める判定基準に適合しなかった場合は、その判定基準 の番号を記入</td></tr><tr><td>検 査 年 月 日</td><td colspan="2">年 月 日</td></tr><tr><td>連 絡 先</td><td colspan="2">氏 名 電話番号</td></tr></table>	簡 易 専 用 水 道	名 称			所 在 地	区	受検した登録検査 機 関 の 名 称			判 定 基 準 に 適 合 し な か っ た 事 項	無 ・ 有 (別に定める判定基準に適合しなかった場合は、その判定基準 の番号を記入		検 査 年 月 日	年 月 日		連 絡 先	氏 名 電話番号	
簡 易 専 用 水 道	名 称																																				
	所 在 地	区																																			
受検した登録検査 機 関 の 名 称																																					
判 定 基 準 に 適 合 し な か っ た 事 項	無 ・ 有 (別に定める判定基準に適合しなかった場合は、その判定基準 の番号を記入																																				
検 査 年 月 日	年 月 日																																				
連 絡 先	氏 名 電話番号																																				
簡 易 専 用 水 道	名 称																																				
	所 在 地	区																																			
受検した登録検査 機 関 の 名 称																																					
判 定 基 準 に 適 合 し な か っ た 事 項	無 ・ 有 (別に定める判定基準に適合しなかった場合は、その判定基準 の番号を記入																																				
検 査 年 月 日	年 月 日																																				
連 絡 先	氏 名 電話番号																																				
（注意）この報告書は、簡易専用水道の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。 (A4)	（注意）この報告書は、簡易専用水道の所在地を所管する福祉保健センターに提出してください。 (A4)																																				
（様式 2 省略）	（様式 2 省略）																																				

現行	改正
横浜市受水槽等給水管理適合施設表示に係る事務取扱要領 制定 平成 16 年 3 月 25 日衛生活第 481 号 <u>最近改正 平成 21 年 11 月 27 日健生活第 829 号</u> (1 及び 2 省略) 3 給水管理適合施設表示制度協定機関 保健所長は、次のいずれかの機関から申出があったとき、当該機関を給水管理適合施設表示制度協定機関（以下、「協定機関」という。）として別紙協定書により協定を締結する。 (1) 水道法第34条の 2 第 2 項の規定に基づき<u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた検査機関 ((2)省略) (4 から 9 まで省略) <u>(追加)</u> (様式省略)	横浜市受水槽等給水管理適合施設表示に係る事務取扱要領 制定 平成 16 年 3 月 25 日衛生活第 481 号 <u>最近改正 令和 7 年 3 月 27 日 医生第 1209 号</u> (1 及び 2 省略) 3 給水管理適合施設表示制度協定機関 保健所長は、次のいずれかの機関から申出があったとき、当該機関を給水管理適合施設表示制度協定機関（以下、「協定機関」という。）として別紙協定書により協定を締結する。 (1) 水道法第34条の 2 第 2 項の規定に基づき<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた検査機関 ((2)省略) (4 から 9 まで省略) <u>附 則（令和 7 年 3 月 27 日医生第 1209 号）</u> <u>この要領は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。</u> (様式省略)

現行	改正
横浜市飲料水健康危機管理実施要領 制定 平成 15 年 6 月 18 日 衛生活第 147 号 最近改正 令和 5 年 3 月 30 日 健生衛第 1129 号 (第 1 及び第 2 省略) 第 3 基本的対応 (1 省略) 2 国が設置する専用水道及び簡易専用水道における対応 国が設置する専用水道及び簡易専用水道において水質汚染事故が発生した場合、保健所長は、当該事故を把握したのちに<u>厚生労働省健康局水道課</u>へ連絡するものとし、本実施要領を適用しない。 (3 省略) 第 4 各機関の役割 (1 及び 2 省略) 3 衛生研究所<u>検査研究課</u>の役割 (1) 衛生研究所<u>検査研究課長</u>は、健康安全部生活衛生課長又は福祉保健センター生活衛生課長の依頼に基づき飲料水等の検査を行う。 (2) 衛生研究所<u>検査研究課長</u>は、原因究明に必要な助言及び科学的情報の提供を行う。 第 5 情報収集・伝達及び対応 (1 省略) 2 水道直結水以外の飲料水に係る水質汚染事故について (1) 情報の収集・伝達 (ア 省略) イ 初期情報の報告及び連絡 (ア) 保健所福祉保健センター（以下「福祉保健センター」という。） 福祉保健センター生活衛生課長は、職員から水質汚染事故に関する情報を入手した場合は、保健所福祉保健センター長（以下「福祉保健セン	横浜市飲料水健康危機管理実施要領 制定 平成 15 年 6 月 18 日 衛生活第 147 号 最近改正 令和 7 年 3 月 27 日 医生第 1209 号 (第 1 及び第 2 省略) 第 3 基本的対応 (1 省略) 2 国が設置する専用水道及び簡易専用水道における対応 国が設置する専用水道及び簡易専用水道において水質汚染事故が発生した場合、保健所長は、当該事故を把握したのちに<u>国土交通省関東地方整備局水道担当</u>へ連絡するものとし、本実施要領を適用しない。 (3 省略) 第 4 各機関の役割 (1 及び 2 省略) 3 衛生研究所<u>微生物検査研究課</u>及び<u>理化学検査研究課</u>の役割 (1) 衛生研究所<u>微生物検査研究課長</u>及び<u>理化学検査研究課長</u>は、健康安全部生活衛生課長又は福祉保健センター生活衛生課長の依頼に基づき飲料水等の検査を行う。 (2) 衛生研究所<u>微生物検査研究課長</u>及び<u>理化学検査研究課長</u>は、原因究明に必要な助言及び科学的情報の提供を行う。 第 5 情報収集・伝達及び対応 (1 省略) 2 水道直結水以外の飲料水に係る水質汚染事故について (1) 情報の収集・伝達 (ア 省略) イ 初期情報の報告及び連絡 (ア) 保健所福祉保健センター（以下「福祉保健センター」という。） 福祉保健センター生活衛生課長は、職員から水質汚染事故に関する情報を入手した場合は、保健所福祉保健センター長（以下「福祉保健セン

ター長」という。)及び健康安全部生活衛生課長へ報告する。 また、水質汚染事故の内容及び規模に応じて衛生研究所検査研究課長又は水道局給水維持課長と連絡調整する。 ((イ)省略) (2) 調査 (ア 省略) イ 調査結果の分析及び対策の検討 福祉保健センター生活衛生課長は、衛生研究所検査研究課長と連携し調査結果等を分析し、対策を検討する。 ウ 水質汚染事故概要の報告 (ア) 福祉保健センター a 福祉保健センター生活衛生課長は、初動調査終了後直ちに水質汚染事故の概要を福祉保健センター長及び保健所長まで報告する。 b <u>保健所長</u>は、当該水質汚染事故が多くの市民の健康に影響を与えると判断したときは、必要に応じて区長へ報告する。 ((イ)省略) (エ省略) ((3)省略) (第6省略) 第7 報告等 1 <u>厚生労働省</u>への報告 健康安全部生活衛生課長は、必要に応じて「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(平成25年10月25日厚生労働省健康局水道課長通知)に基づき<u>厚生労働省健康局水道課</u>へ水質汚染事故について定められた事項を報告する。 (2省略) 2 水質汚染事故調査報告書の作成 福祉保健センター生活衛生課長は、当該水質汚染事故の調査結果について必	ター長」という。)及び健康安全部生活衛生課長へ報告する。 また、水質汚染事故の内容及び規模に応じて衛生研究所<u>微生物検査研究課長及び理化学検査研究課長</u>又は水道局給水維持課長と連絡調整する。 ((イ)省略) (2) 調査 (ア 省略) イ 調査結果の分析及び対策の検討 福祉保健センター生活衛生課長は、衛生研究所<u>微生物検査研究課長及び理化学検査研究課長</u>と連携し調査結果等を分析し、対策を検討する。 ウ 水質汚染事故概要の報告 (ア) 福祉保健センター a 福祉保健センター生活衛生課長は、初動調査終了後直ちに水質汚染事故の概要を福祉保健センター長まで報告する。 b <u>福祉保健センター長</u>は、当該水質汚染事故が多くの市民の健康に影響を与えると判断したときは、必要に応じて区長へ報告する。 ((イ)省略) (エ省略) ((3)省略) (第6省略) 第7 報告等 1 <u>国土交通省</u>への報告 健康安全部生活衛生課長は、必要に応じて「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(令和6年4月3日国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知)に基づき<u>国土交通省関東地方整備局水道担当</u>へ水質汚染事故について定められた事項を報告する。 2 水質汚染事故調査報告書の作成 福祉保健センター生活衛生課長は、当該水質汚染事故の調査結果について必
---	---

要事項を記載した報告書を作成し、医療局<u>健康安全部長</u>あて報告する。 (第 8 から第 11 まで省略) <u>(追加)</u> (別紙 1 省略) 別紙 2 (CHART 1 及び CHART 2 省略) CHART 3 (2 段目) <u>厚生労働省</u>への報告 (3 段目) <u>健康安全部長</u>	要事項を記載した報告書を作成し、医療局<u>監視等担当部長</u>あて報告する。 (第 8 から第 11 まで省略) <u>附 則 (令和 7 年 3 月 27 日医生第 1209 号)</u> <u>この要領は、令和 7 年 3 月 27 日から施行する。</u> (別紙 1 省略) 別紙 2 (CHART 1 及び CHART 2 省略) CHART 3 (2 段目) <u>国土交通省</u>への報告 (3 段目) <u>監視等担当部長</u>
---	---

現行	改正
<u>令和6年4月15日改正 医生第6号</u> <u>(令和6年4月15日施行)</u> 建築物における衛生的環境の確保に関する 事業の登録に関する審査基準 1 から 3 まで 省略 4 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物飲料水水質検査業） 【審査基準】 ○清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年3月26日厚生労働省告示第117号) 第四 規則第二十七条第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。 一 水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める方法により行うこと。 以下省略	<u>令和7年3月27日改正 医生第1209号</u> <u>(令和7年3月27日施行)</u> 建築物における衛生的環境の確保に関する 事業の登録に関する審査基準 1 から 3 まで 省略 4 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（建築物飲料水水質検査業） 【審査基準】 ○清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年3月26日厚生労働省告示第117号) 第四 規則第二十七条第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。 一 水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する<u>環境大臣</u>が定める方法により行うこと。 以下省略

現行	改正
<u>令和5年9月12日改正 医生第518号</u> <u>(令和5年10月1日施行)</u> 建築物における衛生的環境の確保に関する 事業の登録に関する処分基準 1 から 3 まで 省略 4 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録の取消（建築物飲料水水質検査業） 【処分基準】 ○清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年3月26日厚生労働省告示第117号） 第四 規則第二十七条第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。 一 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める方法により行うこと。 以下省略	<u>令和7年3月27日改正 医生第1209号</u> <u>(令和7年3月27日施行)</u> 建築物における衛生的環境の確保に関する 事業の登録に関する処分基準 1 から 3 まで 省略 4 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録の取消（建築物飲料水水質検査業） 【処分基準】 ○清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年3月26日厚生労働省告示第117号） 第四 規則第二十七条第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。 一 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する<u>環境大臣</u>が定める方法により行うこと。 以下省略